

**【答申の概要】** <諮問第179号> 「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の事業者として選定された特定団体の活動に参加する際に実施機関が作成した文書及び当該団体から受領した文書の部分開示決定に対する異議申立て

件名	「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の事業者として選定された特定団体の活動に参加する際に実施機関が作成した文書及び当該団体から受領した文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	特定団体の全体会議議事録
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）、第6号（事務事業情報）
実施機関	静岡県教育委員会（学校教育課）
諮問期日	平成24年9月14日
主な論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話番号のうち電話帳に氏名が掲載されている者に係る部分及び特定市議会議員のメールアドレスは、条例第7条第2号（個人情報）に該当するか。</li> <li>地方公共団体の職員が所属団体から付与された個人メールアドレスは、条例第7条第6号（事務事業情報）に該当するか。</li> </ul>

**審査会の結論**

静岡県教育委員会の決定は、妥当である。

**審査会の判断**

1 本件対象文書に含まれる出席者名簿について

内閣府が推進する「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の実施主体である特定団体が、全体会議を開催した。出席者名簿は、当該会議に出席した個人ごとに、項番、氏名、分野、所属、住所、電話番号、E-mail及びURLの項目順に情報が記載されたもので、出席した実施機関の職員が当該団体から受領したものである。

2 非開示情報該当性について

(1) 電話番号のうち電話帳に氏名が掲載されている者に係る部分

そもそも、電話帳への掲載同意は、氏名及び住所に係る情報から電話番号を調べるために利用される電話帳への掲載に係るものである。したがって、当該同意を、特定の会議への出席事実などの他の情報と紐付けて公開されることまで含んだものと推定することは、被掲載者の同意範囲の解釈として不合理であるだけでなく、公文書については公開を原則としつつも、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならないとしている条例第3条の趣旨にも合致しない。

電話帳には、被掲載者を特定するための情報として氏名及び住所は掲載されているものの、特定の会議に出席したとの情報は掲載されていないのであり、特定の会議の出席と紐付けられた特定個人の電話番号については、条例第7条第2号ただし書アの法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とはいえない。

(2) 特定市議会議員のメールアドレス

特定市議会議員のメールアドレスの公表状況について当審査会の事務局職員に確認させたところ、特定市議会議員が開設しているホームページ及びその属する市議会の事務局のホームページにも掲載されておらず、他に広く公表しているという事情もうかがえなかった。

したがって、特定市議会議員のメールアドレスの情報は、あくまでも一定の目的をもった活動を行っている団体の関係者に対して提供されたものであり、条例第7条第2号アの法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とまではいえない。

(3) 地方公共団体の職員が所属団体から付与された個人メールアドレス

所属団体から付与された職員の個人メールアドレスが公にされた場合、業務と関係のないメールが大量に送信され、不要なメールを削除する手間が発生するおそれがあるだけでなく、業務に必要なメールを誤って削除してしまい業務に支障が生ずるおそれ、迷惑メールに含まれるウイルスによる感染被害のおそれ、関係者を装った外部からの標的型攻撃メールの送信による情報窃取等のおそれを生じさせるなど、実施機関の適正な業務の遂行に支障を生ずるおそれがあるといえ、条例第7条第6号に該当する。